破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３１号
徳島県三好市井川町井内東2563番地、前住所
徳島県三好郡東みよし町加茂3380番地18
破産者　近藤　茂樹
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第５２号
鹿児島県肝属郡錦江町城元183番地２
破産者　山脇　福二
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
鹿児島県肝属郡錦江町城元183番地２
破産者　山脇　一美
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
岩手県花巻市台第２地割117番地、旧住所岩手県花巻市西大通り２丁目６番５号　ウエストＤ棟
破産者　佐々木歩美
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１２８８号
札幌市中央区宮の森４条10丁目３番25―303号
破産者　土屋　克己
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２号
福島県南相馬市原町区東町３丁目141番地
破産者　樋口　清重
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第２０７号
さいたま市大宮区吉敷町２丁目108番地４
吉敷スカイハイツ903
破産者　高橋　泰臣
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７０７号
埼玉県加須市東栄２丁目10番９号
破産者　齋藤　　茂
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７６５号
埼玉県戸田市笹目南町10番10―901号
破産者　草柳　　愛（旧姓村山）
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
長野市上松３丁目16番22号
破産者　吉原　正明
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
長野市篠ノ井岡田172番地12
破産者　山本　稔子
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７９号
長野県下伊那郡阿南町新野2068番地３
破産者　後藤　吉伸
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第８６号
長野県下伊那郡松川町上片桐3405番地
破産者　北村　和彦
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第４５６号
静岡市葵区北安東５丁目50番26―５号　マンション青島302号
破産者　瀧浪　吉英
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５７号
静岡市葵区北安東５丁目50番26―５号　マンション青島302号
破産者　瀧浪　英一
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６０号
愛知県新城市字二本松19番地１　エバーグリーンマルモＡ111
破産者　村松　明俊
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１８９４号
大阪市北区同心２丁目９番３号　文山方
破産者　勝山藤枝こと　朴　　藤枝
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４７６号
大阪府寝屋川市国松町12番17―１号、前住所
大阪府河内長野市大矢船西町３番１―507号
破産者　甲斐　景子（旧姓三谷）
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９３７号
大阪市浪速区日本橋東２丁目７番26―701号
破産者　大塩友季子
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部